

北広島市地域生活支援事業実施要綱に基づく指定地域生活支援サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 移動支援事業
 - 第1節 基本方針(第4条)
 - 第2節 人員に関する基準(第5条・第6条)
 - 第3節 設備に関する基準(第7条)
 - 第4節 運営に関する基準(第8条—第40条)
- 第3章 日中一時支援事業
 - 第1節 基本方針(第41条)
 - 第2節 事業所に関する基準(第42条)
 - 第3節 人員に関する基準(第43条・第44条)
 - 第4節 設備に関する基準(第45条)
 - 第5節 運営に関する基準(第46条—第57条)
- 第4章 訪問入浴サービス事業
 - 第1節 基本方針(第58条)
 - 第2節 事業所に関する基準(第59条)
 - 第3節 人員に関する基準(第60条・第61条)
 - 第4節 設備に関する基準(第62条)
 - 第5節 運営に関する基準(第63条—第69条)
- 第5章 雑則(第70条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、北広島市地域生活支援事業実施要綱(平成21年2月6日市長決裁。以下「要綱」という。)に基づく指定地域生活支援サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。
- (2) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (3) 障害児 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児をいう。

- (4) 移動支援事業 要綱第3条第4号アに規定する移動支援事業をいう。
- (5) 日中一時支援事業 要綱第3条第4号ウに規定する日中一時支援事業をいう。
- (6) 訪問入浴サービス事業 要綱第3条第4号エに規定する訪問入浴サービス事業をいう。
- (7) 地域生活支援サービス 要綱第24条に規定する地域生活支援サービスをいう。
- (8) 利用者 地域生活支援サービスを利用する障害者等をいう。
- (9) 支給決定 要綱第34条第3項に規定する支給決定をいう。
- (10) 支給量 要綱第34条第3項に規定する支給量をいう。
- (11) 支給決定障害者等 要綱第34条第4項に規定する支給決定障害者等をいう。
- (12) 受給者証 要綱第34条第4項に規定する受給者証をいう。
- (13) 支給決定の有効期間 要綱第35条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- (14) 指定地域生活支援サービス 要綱第40条第1項に規定する指定地域生活支援サービスをいう。
- (15) 指定地域生活支援サービス事業者 要綱第40条第1項に規定する指定地域生活支援サービス事業者をいう。
- (16) 指定地域生活支援サービス費用基準額 指定地域生活支援サービスにつき要綱第40条第4項の規定により算定した費用の額をいう。
- (17) 利用者負担額 指定地域生活支援サービス費用基準額から当該指定地域生活支援サービスにつき支給された地域生活支援事業給付費の額を控除して得た額をいう。
- (18) 代理受領 要綱第40条第6項の規定により支給決定障害者等が指定地域生活支援サービス事業者に支払うべき指定地域生活支援サービスに要した費用(特定費用(要綱第40条第2項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)について、地域生活支援事業給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定地域生活支援サービス事業者を支払われることをいう。
- (19) 常勤換算方法 事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。
- (20) 重症心身障がい者等 要綱第32条の2に規定する重症心身障がい者等をいう。
(指定地域生活支援サービス事業者の一般原則)

第3条 指定地域生活支援サービス事業者(第2章に掲げる事業を行う者に限る。)は、障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害者等に対して指定地域生活支援サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害者等に対して適切かつ効果的に指定地域生活支援サービスを提供しなければならない。

2 指定地域生活支援サービス事業者は、障害者等又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該障害者等又は障害児の保護者の立場に立った指定地域生活支援サービスの提供に努めなければならない。

- 3 指定地域生活支援サービス事業者は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 指定地域生活支援サービス事業者は、指定地域生活支援サービスの事業を運営するに当たっては、北広島市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 26 年北広島市条例第 4 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員の支配を受け、又はこれと密接な関係を有してはならない。

第 2 章 移動支援事業

第 1 節 基本方針

第 4 条 移動支援事業に係る指定地域生活支援サービス(以下この章において「指定移動支援」という。)の事業は、要綱第 25 条第 1 項各号に定める障害者等の外出時の移動を支援するため、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 5 条 指定移動支援を行う者(以下この章において「指定移動支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定移動支援事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。以下「指定居宅介護等告示」という。))第 1 条各号のいずれかに掲げる者をいう。以下この条において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5 以上とする。

2 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定移動支援の職務に従事するもののうち次の各号のいずれかに該当する従業者をサービス提供責任者としなければならない。

(1) 介護福祉士

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 125 号)附則第 2 条第 2 項の規定により行うことができることとされた同法第 3 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 5 号の指定を受けた学校又は養成施設において 6 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修を修了した者

(3) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 25 号)による改正前の介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員基礎研修を修了した者

(4) 居宅介護従業者養成研修(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件(平成 25 年厚生労働省告示第 104 号)による改正前の指定居宅介護等告示第 1 条第 2 号に規定する居宅介護従業者養成研修をいう。)の 1 級課程を修了した者

(5) 居宅介護職員初任者研修(指定居宅介護等告示第 1 条第 3 号に規定する居宅介護職員初任者研修をいう。)を修了した者であって 3 年以上介護等の業務に従事し

たもの

3 指定移動支援事業者が指定移動支援事業所ごとに置くサービス提供責任者の員数は、次のとおりとする。

(1) 当該指定移動支援事業所の月間の延べサービス提供時間(指定移動支援事業所における待機時間及び移動時間を除く。)がおおむね 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上

(2) 当該指定移動支援事業所の従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

(管理者)

第 6 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定移動支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定移動支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 7 条 指定移動支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室及び利用申込みの受付並びに相談等に対応するための場所を確保しなければならない。ただし、同一敷地内にある他の事業所、施設等の運営上支障がない場合であって、指定移動支援を行うための区画が明確に特定されているときは、他の事業と同一の事務室又は場所をもってこれに代えることができる。

2 指定移動支援事業者は、指定移動支援の提供に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、同一敷地内にある他の事業所、施設等の運営上支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。

3 指定移動支援事業者は、前項に規定する設備及び備品等のうち、手指を洗浄するための設備等その他の感染症予防に必要な設備等の確保に特に配慮しなければならない。

第 4 節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 8 条 指定移動支援事業者は、支給決定障害者等が指定移動支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みをした支給決定障害者等(以下この節において「利用申込者」という。)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第 30 条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定移動支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定移動支援事業者は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第 9 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を提供するときは、当該指定移動支援の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定移動支援の量(以下この章において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定移動支援事業者は、指定移動支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市長に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前 3 項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第 10 条 指定移動支援事業者は、正当な理由なく指定移動支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第 11 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援の利用について市長又は要綱第 3 条第 1 号アに規定する相談支援事業を実施する者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 12 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定移動支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定移動支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第 13 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(移動支援事業に係る地域生活支援事業給付費の支給の申請に係る援助)

第 14 条 指定移動支援事業者は、移動支援事業に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに要綱第 33 条第 1 項に規定する地域生活支援事業給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定移動支援事業者は、移動支援事業に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う地域生活支援事業給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 15 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援の提供に当たっては、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第 16 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を提供するに当たっては、地域及び家

庭との結び付きを重視した運営を行い、市長、他の指定地域生活支援サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、指定移動支援の提供の終了に際しては、障害者等又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 指定移動支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害者等又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を提供した際は、当該指定移動支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定移動支援の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定移動支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定移動支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第19条 指定移動支援事業者が、指定移動支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができる事項は、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第20条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定移動支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定移動支援事業者は、代理受領を行わない指定移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定移動支援に係る指定地域生活支援サービス費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定移動支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により公共交通機関を利用し、又は入場料等を必要とする場所で指定移動支援を提供する場合は、それに要した交通費又は入場料等の実費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

- 4 指定移動支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定移動支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額等に係る管理)

第21条 指定移動支援事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定移動支援事業者が提供する指定移動支援及び他の指定地域生活支援サービスを受けたときは、当該指定移動支援及び他の指定地域生活支援サービスに係る指定地域生活支援サービス費用基準額から要綱第40条第4項及び第5項並びに第56条第2項の規定により算定された額を控除した額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定移動支援事業者は、利用者負担額合計額を市長に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定地域生活支援サービスを提供した指定地域生活支援サービス事業者等に通知しなければならない。

(移動支援事業に係る地域生活支援事業給付費の額に係る通知等)

第22条 指定移動支援事業者は、代理受領により市長から指定移動支援に係る地域生活支援事業給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る地域生活支援事業給付費の額を通知しなければならない。

2 指定移動支援事業者は、第20条第2項の代理受領を行わない指定移動支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定移動支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定移動支援の基本取扱方針)

第23条 指定移動支援は、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定移動支援事業者は、その提供する指定移動支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定移動支援の具体的取扱方針)

第24条 指定移動支援事業所の従業者が行う指定移動支援の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定移動支援の提供に当たっては、次条第1項に規定する移動支援計画に基づき、障害者等が自立生活及び社会参加を促すのに必要な援助を行うこと。

(2) 指定移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 指定移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 常に障害者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害者等又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(移動支援計画の作成)

第 25 条 サービス提供責任者(第 5 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、障害者等又は障害児の保護者の外出全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した移動支援計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の移動支援計画を作成した際は、障害者等及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該移動支援計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、移動支援計画作成後においても、当該移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行うものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項に規定する移動支援計画の変更について準用する。
(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第 26 条 指定移動支援事業者は、従業者に、その同居の家族である障害者等に対する移動支援の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第 27 条 指定移動支援事業所の従業者は、現に指定移動支援の提供を行っているときに障害者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市長への通知)

第 28 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって地域生活支援事業給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 29 条 指定移動支援事業所の管理者は、当該指定移動支援事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定移動支援事業所の管理者は、当該指定移動支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第 25 条に規定する業務のほか、指定移動支援事業所に対する指定移動支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第 30 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定移動支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第 31 条 指定移動支援事業者は、障害者等に対し、適切な指定移動支援を提供できるよう、指定移動支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに、当該指定移動支援事業所の従業員によって指定移動支援を提供しなければならない。

3 指定移動支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第 32 条 指定移動支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第 33 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第 34 条 指定移動支援事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定移動支援事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者等量はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定移動支援事業者は、他の指定移動支援事業者等に対して、障害者等又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者等又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第 35 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定移動支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定移動支援事業者は、当該指定移動支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 36 条 指定移動支援事業者は、他の指定地域生活支援サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者又はその従業員に対し、障害者等又はその家族に対して当該指定移動支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与

してはならない。

- 2 指定移動支援事業者は、他の指定地域生活支援サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者又はその従業者から、障害者等又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 37 条 指定移動支援事業者は、その提供した指定移動支援に関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定移動支援事業者は、その提供した指定移動支援に関し、要綱第 44 条の規定により市長が行う報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示の求めに応じ、及び障害者等又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定移動支援事業者は、市長から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

- 5 指定移動支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 38 条 指定移動支援事業者は、障害者等に対する指定移動支援の提供により事故が発生した場合は、市長、当該障害者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

- 3 指定移動支援事業者は、障害者等に対する指定移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 39 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定移動支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第 40 条 指定移動支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、障害者等に対する指定移動支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定移動支援を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第 18 条第 1 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (2) 第 28 条に規定する市長への通知に係る記録

- (3) 第 37 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

- (4) 第 38 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての

記録

第3章 日中一時支援事業

第1節 基本方針

第41条 日中一時支援事業に係る指定地域生活支援サービス(以下この章において「指定日中一時支援」という。)の事業は、障害者等の日中における活動の場を確保するとともにその家族の就労支援及び負担軽減を図るため、当該障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害者等の一時預かりにより、日中活動の場の提供、障害者等が社会に適応するための訓練等を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 事業所に関する基準

第42条 指定日中一時支援を行う者(以下この章において「指定日中一時支援事業者」という。)は、次に掲げる施設(以下この章において「支援施設等」という。)を運営する者とし、当該支援施設等と同一敷地内で指定日中一時支援を実施するものとする。

- (1) 法第5条第7項、第8項及び第11項から第14項までに規定する事業を行う施設
- (2) 児童福祉法第6条の2の2第2項から第4項までに規定する事業を行う施設
- (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行う事業所
- (5) 介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行う事業所
- (6) 入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援の供与を適切に行うことができると市長が認める施設

第3節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第43条 指定日中一時支援事業者が当該事業を行う事業所(この章において以下「指定日中一時支援事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 指導員等 障害者等に対して適切な援助を行う能力を有する指導員又は介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる員数とする。
 - ア 障害者等の数が5までは、1以上
 - イ 障害者等の数が5を超えるときは、1に、障害者等の数が5を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
 - ウ 指導員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- (2) その他の従業者
 - ア 障害者等に対し入浴サービスを提供する場合にあっては、次に掲げる従業者を配置しなければならない。この場合において、これらの者は前号の指導員等を兼ねることができない。
 - (ア) 医師 1以上。ただし、医療機関及び医師との連携が確保されている環境である場合は、この限りでない。

(イ) 看護師若しくは准看護師又は介護職員 1 以上

イ 重症心身障がい者等障害者等に対して医療行為を行う場合にあつては、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)を 1 人以上配置しなければならない。この場合において、これらの者は前号の指導員等を兼ねることができない。

(管理者)

第 44 条 指定日中一時支援事業者は、指定日中一時支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定日中一時支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定日中一時支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 4 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 45 条 指定日中一時支援事業者は、障害者等の障害の特性に応じて適切な援助が図られるよう、次に掲げるところにより、指定日中一時支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

(1) 利用者が障害者である施設 指定日中一時支援事業所には、同じ時間帯の当該事業所及び支援施設等の利用定員の合計を当該事業所の利用定員とみなした場合において、利用定員 1 人当たりの床面積が、食堂、便所、廊下等を除き、3.3 平方メートル以上になるようスペースを確保するほか、指定日中一時支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定日中一時支援事業所及び当該事業所と同一敷地内にある支援施設等の効率的運営が可能であり、かつ、当該支援施設等の利用者の支援に支障がないときは、当該支援施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

(2) 利用者が障害児である施設 次に掲げるところによる。

ア 指定日中一時支援事業所は、障害児の障がいの特性に応じて適切な援助が図られるよう、指定日中一時支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

イ 前号の設備又は備品等を備えるに当たっては、保健衛生及び安全性の確保に十分留意しなければならない。

ウ アの設備及び備品等は、専ら当該指定日中一時支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する指定日中一時支援の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(3) 食事を提供する指定日中一時支援事業所にあつては、前 2 号に定める設備のほか、食堂を備えなければならない。

(4) 入浴サービスを提供する指定日中一時支援事業所にあつては、第 1 号及び第 2 号に定める設備のほか、障害者等の特性に応じた浴室を備えるとともに、特に手足を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しなければならない。

第 5 節 運営に関する基準

(実施日及び実施時間)

第 46 条 指定日中一時支援事業者は、指定日中一時支援をおおむね週 5 日以上実施するものとする。

2 指定日中一時支援の実施時間は、要綱第 30 条に定めるところによる。

(利用定員)

第 47 条 障害児を対象とする指定日中一時支援事業所の利用定員(指定日中一時支援事業所において同時に指定日中一時支援の提供を受けることができる障害児等の数の上限をいう。)は、10 人以下とする。ただし、十分な広さが確保され、かつ、事業の運営上支障を来たさないと市長が認める指定日中一時支援事業所にあつては、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第 48 条 指定日中一時支援事業者は、指定日中一時支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定日中一時支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定日中一時支援事業者は、代理受領を行わない指定日中一時支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定日中一時支援に係る指定地域生活支援サービス費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定日中一時支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 創作的活動にかかる材料費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる費用の算定については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成 18 年厚生労働省告示第 545 号)の例によるものとする。

5 指定日中一時支援事業者は、第 2 項及び第 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定日中一時支援事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定日中一時支援の基本取扱方針)

第 49 条 指定日中一時支援は、障害者等の心身その他の状況を的確に把握するとともに、障害者等が置かれている環境及び心身の特性に応じ、障害者等の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切に提供されなければならない。

2 指定日中一時支援事業所の従業者は、指定日中一時支援の提供に当たっては、指導

技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行うとともに、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定日中一時支援事業者は、他の指定地域生活支援サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定日中一時支援の提供後においても提供前と同様に障害者等が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

4 指定日中一時支援事業者は、その提供する指定日中一時支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定日中一時支援の具体的取扱方針)

第50条 指定日中一時支援事業者の従業者が行う指定日中一時支援の方針は次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定日中一時支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨のとし、障害者等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(2) 指定日中一時支援事業の提供に当たっては、指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術を持ってサービス提供を行うこと。

(3) 常に障害者等の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害者等の心身の特性に応じた指定日中一時支援の提供ができる体制を整えるものとする。

(4) 食事を提供する場合は、栄養並びに障害者等の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

(5) 入浴サービスを提供する場合は、看護職員1人及び介護職員2人以上を持って行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としなければならない、ただし、障害者等の身体の状態が安定していること等から、入浴により障害者等の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

(6) 入浴サービスを提供する場合は、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に障害者等の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

(管理者の責務)

第51条 指定日中一時支援事業所の管理者は、当該指定日中一時支援事業所の従業者の管理、指定日中一時支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定日中一時支援事業所の管理者は、当該指定日中一時支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 52 条 指定日中一時支援事業者は、指定日中一時支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 指定日中一時支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法(9) 非常災害対策
 - (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (12) その他運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第 53 条 指定日中一時支援事業者は、障害者等に対し適切な指定日中一時支援を提供できるよう、指定日中一時支援事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定日中一時支援事業者は、指定日中一時支援事業所ごとに、当該指定日中一時支援事業所の従業者によって指定日中一時支援を提供しなければならない。ただし、障害者等の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定日中一時支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 54 条 指定日中一時支援事業者は、指定日中一時支援事業所の利用者と支援施設等との利用者数の総数が、当該事業所及び支援施設等の利用定員の合計を超えて同時に指定日中一時支援を提供してはならない。ただし、災害等その他市長がやむを得ないと認める事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 55 条 指定日中一時支援事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 56 条 指定日中一時支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定日中一時支援事業者は、障害者等の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 指定日中一時支援事業者は、指定日中一時支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第 57 条 第 8 条、第 10 条から第 16 条まで、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、及び第 33 条から第 40 条までの規定は、指定日中一時支援事業について準用する。

第 4 章 訪問入浴サービス事業

第 1 節 基本方針

第 58 条 訪問入浴サービス事業に係る指定地域生活支援サービス(以下この章において「指定訪問入浴サービス」という。)の事業は、市内に居住する 65 歳未満の重症心身障がい者等であって当該重症心身障がい者等の家族の支援のみでは入浴することができないものを対象に、移動入浴車により当該重症心身障がい者等の居宅を訪問し、入浴サービスをその居宅において提供することにより、もって当該重症心身障がい者等の福祉の増進を図ることができるよう、当該重症心身障がい者等の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 事業所に関する基準

第 59 条 指定訪問入浴サービス事業を行う者(以下この章において「指定訪問入浴サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定訪問入浴サービス事業所」という。)は、介護保険法施行規則第 115 条又は第 140 条の 3 の規定により都道府県知事又は市長の指定を受けていなければならないものとする。

第 3 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 60 条 指定訪問入浴サービス事業者が指定訪問入浴サービス事業所ごとに置くべき従業者(以下この章において「訪問入浴サービス従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 1 以上

(2) 介護職員 2 以上

2 前項の訪問入浴サービス従業者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第 61 条 第 6 条の規定は、指定訪問入浴サービスの事業について準用する。

第 4 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 62 条 指定訪問入浴サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室、利用申込みの受付や相談等に対応するために適切なスペースを確保しなければならない。ただし、同一敷地内にある他の事業所、施設上の運営上支障がない場合は、指定訪問入浴サービスを行うための区画が明確に特定されなければ他の事業と同一の事務室及びスペースであっても足りるものとする。

2 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスの提供に必要な浴槽、車両

等の設備及び備品等を確保するものとし、特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しなければならない。ただし、同一敷地内にある他の事業所、施設等の運営上支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

第5節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第63条 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該指定訪問入浴サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴サービス事業者は、代理受領を行わない指定訪問入浴サービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該指定訪問入浴サービスに係る指定地域生活支援サービス費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定訪問入浴サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定訪問入浴サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

(1) 支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴サービスを行う場合のそれに要する交通費

(2) 支給決定障害者等の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定訪問入浴サービス事業者は、第1項から前項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

5 指定訪問入浴サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴サービスの基本取扱方針)

第64条 指定訪問入浴サービスは、障害者等の身体の生活の保持又は心身機能の維持を資するよう、障害者等の状態に応じて、適切に行わなければならない。

2 指定訪問入浴サービス事業者は、その提供する指定訪問入浴サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問入浴サービスの具体的取扱方針)

第65条 指定訪問入浴サービス事業所の従業者が行う指定訪問入浴サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、常に障害者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。

(2) 指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行うこと。

(4) 指定訪問入浴サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人以上をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、障害者等の身体の状況が安定していること等から、入浴により障害者等の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができること。

(5) 指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、機器その他の用品の仕様に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に障害者等の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

(緊急時の対応)

第66条 指定訪問入浴サービス事業所の従業者は、現に指定訪問入浴サービスの提供を行っているときに障害者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴サービス事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第67条 指定訪問入浴サービスの管理者は、指定訪問入浴サービスの事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴サービス事業所の管理者は、当該指定訪問入浴サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第68条 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営について重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定訪問入浴サービスの内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

(5) 通常の実業の実施地域

(6) サービスの利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時等における対応方法

(8) その他運営に関する重要事項

(準用)

第69条 第8条、第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条及び第33条から第40条までの規定は、指定訪問入浴サービス事業について準用する。

第5章 雑則

(委任)

第 70 条 この基準に定めるもののほか、地域生活支援事業の人員、設備及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 21 年 2 月 10 日)

(施行期日)

1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 21 年 2 月 10 日から施行する。

(準備行為)

2 要綱附則第 3 項の規定により要綱の施行前において行われる要綱第 40 条第 1 項の指定地域生活支援サービス事業者の指定に係る申請の手續に係る指定地域生活支援サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準については、この要領に規定するものの例による。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日)

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 19 日)

(施行期日)

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 27 年 3 月 19 日から施行する。

(準備行為)

2 北広島市地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱(平成 27 年 3 月 19 日市長決裁)附則第 2 項の規定により同要綱の施行前において行われる指定地域生活支援サービス事業者の指定の申請その他指定を行うために必要な準備行為に係る基準については、この要領による改正後の北広島市地域生活支援事業実施要綱に基づく指定地域生活支援サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に規定する基準の例による。